

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>2 庁舎等の建設・維持管理について (本庁舎および大津合同庁舎)</p>	<p>(40) 松本車庫の有効利用について (意見27)</p> <p>松本車庫は、平成21年度に県有財産活用検討会議に付議され、有効活用に向けた取り組みは行われているが、未だ有効利用には至っていない。県有財産活用検討会議で決定された処理期限である平成22年度を既に経過している状況である。早急な対策が望まれる。</p>	<p>松本車庫については、西面の隣接土地所有者との間で、主張の隔たりのあった土地の境界確定について、折衝の結果、本年1月に合意に至った。しかし、東面には公図混乱があることから、現在、その解決に向けて、関係者と協議を進めています。</p> <p>引き続き、売却に向けて取り組んでまいります。</p> <p>なお、現在松本車庫は用途廃止し普通財産としており、平成25年度は月極駐車場として9区画を1区画あたり月額9,600円で貸し出しており、年間1,036,800円の収入を見込んでいます。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 総務課 _____

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>2 庁舎等の建設・維持管理について (本庁舎および大津合同庁舎)</p>	<p>(41) 広告枠募集事業について (意見28)</p> <p>広告枠の募集について、22枠中2枠しか埋まらなかった原因は設定した広告料が設置場所等を勘案して市況と比較して割高であると業者が判断したことによるものと分析されている。</p> <p>県民は何らかの手續の際は基本的に最寄りの市役所へ行くと思われ、特に近年推し進められている県から市町への権限委譲により県庁への来庁者はさらに減少傾向にあり、広告の費用対効果で枠が埋まらなかったと考えられている。また、「滋賀県行財政改革方針(実施計画)」においては、特に数値目標は設定していなかったため、広告枠が埋まらなかったとしても積極的に次のアクションをとる動機が乏しかったとも考えられる。</p> <p>今後は、目標設定の上、設置場所と広告料のバランスを勘案しながら、当該事業について取り組まれることが期待される。</p>	<p>広告枠募集事業については、平成24年度から、広告設置料の減額(8,000円→5,000円)や新たな募集区画の設定(22枠→25枠)、さらには、広告枠の一部について大きさ(B2→A1)を見直すなどの改善を行いました。また、募集の方法についても、従前のホームページによる募集だけでなく、金融機関等を中心に企業訪問し、直接働きかけを行いました。</p> <p>その結果、平成24年度の実績として、金融機関やマンションなどの不動産広告等、8社と契約が成立し、591,000円の収入が得られました。</p> <p>平成25年度も引き続き、収入確保に努めてまいります。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>2 庁舎等の建設・維持管理について (本庁舎および大津合同庁舎)</p>	<p>(42) 総務課におけるアセットマネジメントへの取組について (指摘14)</p> <p>本庁舎及び大津合同庁舎については、中長期の修繕計画が定められておらず、限られた予算の中で緊急性の高いところから施設・設備の修繕を行っているため、修繕が計画的に、また、十分に行われていないのが現状である。</p> <p>計画的に維持管理を行うことにより、資産を長寿命化させる手立てを講ずる必要がある。</p>	<p>本庁舎および大津合同庁舎については、従来から各施設・設備の現状とそれぞれの耐用年数とを考慮して、平成 34 年度までの更新計画を立て、工事の平準化や集約化にも配慮し、維持管理に努めています。</p> <p>平成 24 年度においては、建築課が所管する県有建築物保全支援システムの利用者登録を行いました。</p> <p>当面は、従来の更新計画を基に計画的な維持管理に努めることとし、今後、同システムの改善が検討されることから、その進展状況に応じ、有効活用を図ることによって、より計画的かつ適正な維持管理を行っていきたいと考えています。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 税 政 課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>Ⅲ. 庁舎等の建設・維持管理について（大津合同庁舎を除く合同庁舎）</p>	<p>(43) 自治振興課におけるアセットマネジメントへの取り組みについて（指摘15）</p> <p>地方合同庁舎では、各庁舎について中長期の修繕計画が定められておらず、限られた予算の中で緊急性の高いところから施設・設備の修繕を行っているため、修繕が計画的に、また、十分に行われていないのが現状である。特に、築年数の古い高島合同庁舎（昭和42年）、湖東合同庁舎（昭和46年）は築40年前後となっているため、計画的に維持管理を行うことにより、資産を長寿命化させる手立てを講ずる必要がある。</p>	<p>地方合同庁舎においては、関係課と連携しつつ、重要性和緊急性を勘案して修繕を行ってきました。平成24年度、計画的に修繕するために地方合同庁舎にかかる更新計画を作成しました。また、建築課が所管する県有建築物保全支援システムによる情報を活用できるよう、当課においても同システムの利用者登録を行いました。</p> <p>当面は、各地方合同庁舎の更新計画により計画的に維持管理をすることとし、今後、同システムについては改善について検討されることから、その進展状況に応じ、有効活用を図ることによって、より計画的かつ適正な維持管理を行っていきたいと考えています。</p>
	<p>(44) 地方合同庁舎の未利用資産の有効利用について（意見29）</p> <p>a. 南部合同庁舎（草津保健所3階 旧衛生環境センター部分）</p> <p>現在予定されている利用方法（新型インフルエンザ対応）は、その利用度に季節性もあるため、特に有効な利用方法ともいえないのではないかとと思われる。保健所機能の維持を前提とするが、資産有効活用の観点から、県として継続的に利活用の方法を検討されることを期待する。</p> <p>b. 湖東合同庁舎（本館3階 旧東北部流域下水道事務所部分）</p> <p>資産有効活用の観点から、早期に利活用の方法を決定されることを期待する。</p>	<p>草津保健所3階の旧衛生環境センター部分については、検査室として特殊な構造であるため、一般的な事務所として利用するためには、多額の改修費用が必要となります。また、建設時に国庫補助の交付を受けて整備しており、有償貸付等により活用する場合には改修費用に加えて財産処分に伴う国庫返納が必要となります。このため、費用対効果を考慮し、現状のまま有効活用を図ることとし、感染症対策のためだけでなく合同庁舎内での共用会議室としても活用しております。</p> <p>湖東合同庁舎3階の旧東北部流域下水道事務所部分については、平成25年度より芹谷地域振興事務所が利用しております。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 経営企画・協働推進室 _____

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>3 総括（アセットマネジメント導入に関する課題）</p>	<p>(47) アセットマネジメント推進体制（意見32）</p> <p>アセットマネジメント導入に向けて、推進体制を検討されたいが、まずは、その第1段階として、橋梁、港湾等のインフラ資産については、国の指針等を参考にしつつ適切に対応されるとともに、庁舎、学校などの一般建築物を所管する部局においては、インフラ資産での対応を参考にしながら、取組の方向性を研究されたい。</p>	<p>庁舎等のインフラ資産以外の一般建築物について、今後の方向性を研究するため、関係課による庁内研究会を立ち上げ、先進事例の調査や課題の整理を行いました。</p> <p>今後、一般建築物所管課等とも連携しながら、統一的な基準による施設の現況調査やコスト分析等を行うとともに、全庁的な推進体制も含め、取組の方向性を検討して参ります。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 総務部財政課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>3 総括（アセットマネジメント導入に関する課題検討）</p>	<p>(48)財務的データの全庁的な取りまとめ(意見 33)</p> <p>維持管理の効率化の観点から、必要な情報は即座に入手できるように整備される必要がある。</p> <p>所管課において必用な情報が整備されたうえで、将来的にはインフラ資産を含めた公有財産の財務データに関しては全庁的に取りまとめられる必要がある。</p>	<p>インフラ資産以外の公有財産については、端末機からデータの検索・出力等を即座に行える新公有財産管理システムを来年度から稼働させ、情報管理を行います。</p> <p>また、経済性・効率性・有効性の観点も考慮しながら、インフラ資産を含めた公有財産の財務データの全庁的な取りまとめについて研究して参ります。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 総務部財政課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>3 総括（アセットマネジメント導入に関する課題検討）</p>	<p>(49)予算配分（意見34） 厳しい県の財政状況に鑑みれば、各所管課において策定された中長期の維持管理計画に基づいて、全庁的な観点から予算化する事業の絞り込みを行うことが必要になる。現状においては、予算編成に際して、各部局に対し、前年度の当初予算額を基礎として「予算枠」を配分しているため、各所管課において中長期の維持管理計画が整備されていないこともあり、長期的な視点に立った予算配分は十分には行えない状況である。 各所管課が中長期の維持管理計画を整備した上で、それらを集約し、全体最適の観点から予算化の適否を判断する予算配分システムの確立が必要である。</p>	<p>まずは、種別ごとにそれぞれの専門的知見を活かしながら、施設の現状や整備の緊急度等を把握し、長寿命化に向けた中長期の維持管理計画を策定することが基本と考えています。 その上で、今後策定予定の中長期計画を踏まえ、全体最適の観点から、予算化について研究を進めてまいります。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 循環社会推進課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に対するその後の措置状況
<p>インフラ資産の建設・維持管理について 7 監理課 (4)土地開発基金の保有する土地 長期保有となっている土地 (ウ)その他(産業廃棄物処理場)</p>	<p>(1) 産業廃棄物処理場用地の有効利用について (結果)</p> <p>廃棄物を取りまく社会経済情勢の変化により、事業が中止となったことはやむを得ないが、事業の中止の決定から4年近く経過しているものの、滋賀県として今後の具体的な土地利用の方針は決められていない。早急に資産の有効活用を検討されたい。</p>	<p>当課での土地活用の見込みはないことから、関係課と土地活用について協議するとともに、庁内各課に対して活用計画の有無に係る照会を行いました。また、隣接地を保有する大津市と協議を行いました。</p> <p>しかしながら、これまでのところ、有効な土地活用策は見いだせない状況ですので、今後も引き続き、庁内各課や大津市と連携して土地活用策を検討していきます。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について
 (インフラ資産及び庁舎等の建設・維持管理について)

【結果(指摘)】

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
1.インフラ資産の建設・維持管理について (道路)	(1) 道路(舗装)資産関連情報の整理について(指摘) 道路は道路法に整備が定められた道路台帳があるものの、舗装についてアセットマネジメントに利用できるような資産情報(取得価格、取得年月日、耐用年数、直近の劣化状況、過去の工事履歴)は十分に整理されていない。情報の蓄積については一部で取り組みを始められているが、今後のアセットマネジメント実施のために、舗装に関する資産情報や補修履歴データは利用可能な状態まで十分に整理されるべきである。	【道路課】 道路舗装のアセットマネジメント実施に向けては、これまでから取り組みを進めていますが、今回の指摘を踏まえ、直近の劣化状況、過去の工事履歴についてデータを1箇所を集めて整理しました。引き続き、データ蓄積を続け、維持管理計画を策定する中で、舗装履歴データのシステム化を図ることとしています。
(港湾施設)	(8) 港湾施設関連情報の整理について (指摘) アセットマネジメント実施の観点から、より詳細な物理的な資産区分や特性に応じた資産区分で整理されるべきである。アセットマネジメント導入に向けて、利用する資産情報を整理し管理することが必要である。	【流域政策局】 国土交通省の手引きに基づく維持管理計画により対応することとし、平成23年度の大津港に引き続き、平成24年度は彦根港・長浜港・竹生島港の3港湾について策定したところです。 その中で、各港湾における維持管理に関するデータを管理し、合理的かつ効果的な維持管理を行うこととしています。

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
(湖岸緑地中主吉川)	<p>(15) 湖岸緑地中主吉川の利用促進について(指摘)</p> <p>景観や環境学習施設の整備が進んできたことから、本来公園設置の目的に適った人と自然が共生しながら学べる利用のプログラムを構築して、子どもを始め幅広い市民利用が図られる必要がある。</p> <p>利用者数の目標を掲げ、利用促進を図る取り組みなどを行い、過剰な設備投資にならないように活用すべきである。</p>	<p>【都市計画課】</p> <p>公園利用者数の具体的な目標値は整備途上のため掲げていませんが、人と自然が共生しながら学べる利用促進策については、指定管理者と連携して、自然観察会などのプログラムの充実を図っているところです。</p> <p>また、公園管理の取り組み目標に公園利用の促進を掲げ、イベントの開催や公園情報のホームページによる発信を行うとともに、出入り口および沿道に公園の案内標識を設置するなど、利用しやすい公園づくりに向けて、引き続き取り組んでいくこととしています。</p>
(びわこ地球市民の森)	<p>(17) びわこ地球市民の森への指定管理者制度の導入について(指摘)</p> <p>事業着手から現在10年以上も経過し、開設面積も約60%に達しており、植樹や育樹の技術蓄積も進んできたことから、指定管理者制度を導入して維持管理費用の削減に努めるべきである。</p>	<p>【都市計画課】</p> <p>平成25年度には、植樹活動がほぼ達成する見込みです。育樹活動が主体となる仕組みづくりが確立するまでの間は、これまでの県民の皆さんとの連携・協力関係を継続していくこととして、県が直接管理をしてきたところです。これからは、森を健全に育てる育樹活動が中心となってくることから、育樹活動に対しても植樹活動に協力していただいた個人、団体、企業など県民の皆様の協力を更に得ていくことが必要であると考えています。</p> <p>このため、今回、指定管理者制度の導入に向けて、森づくり活動に協力していただいている企業・団体などの意向調査を行いました。その結果、全ての方から、指定管理者による民間管理になっても育樹など森づくりのための活動に参加する意志は変わらないとの回答をいただいたので、指定管理者制度の導入について具体的な検討を進めているところです。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>(県営住宅：廃止予定団地)</p>	<p>(19) 用途廃止予定団地の方針決定後の対応について(指摘)</p> <p>「滋賀県営住宅ストック総合活用計画」では、「耐用年限を経過した住宅は募集を停止する」と定めており、用途廃止と決定した3団地(大森、今、西神)については、決定時点で耐用年数を経過していたことから、計画策定後直ちに募集停止すべきであった。公営住宅法上は、耐用年限を経過した住棟や用途廃止予定の住棟について、新規募集を実施しても問題はないとはいえ、上述の3団地について用途廃止予定を決定後も計画の変更もないままに新規募集を続けていたことは、不適切であったと考える。</p> <p>用途廃止予定と位置づけた団地について、廃止に向けた具体的対応策やスケジュールを明確にする必要がある。</p>	<p>【住宅課】</p> <p>用途廃止、建て替えについて検討していた市営住宅との併設団地である大森団地については、市と協議を行った結果、県・市営を併せた建替えに向けた計画策定を平成25年度に予定しています。今団地および西神団地については、用途廃止に向け、入居者の他の県営住宅への移転を促進するために、移転費用を支援する制度を創設していきます。</p>
<p>(県営住宅：無料駐車場)</p>	<p>(21) 無料駐車場の解消について(指摘)</p> <p>滋賀県としても、駐車場使用料を徴収していない団地については、住宅戸数分の駐車場を順次整備して使用料を徴収していく方針ではあるものの、建替えなどの機会がないと、使用料の徴収を進めるのは困難な状況である。</p> <p>無料で駐車している団地については、県としては駐車を認めておらず、車庫証明の申請に必要な保管場所使用承諾証明書も発行していないとはいえ、有効な資産活用の観点から使用料徴収に向けた施策の実施が必要である。具体的には、全戸分の駐車スペースが確保できる団地はすみやかに駐車スペースの整備を行い、全戸分の駐車スペースが確保できない団地については、いかに使用料の徴収を行うかについての検討が求められる。</p>	<p>【住宅課】</p> <p>戸数分の駐車台数が確保できる団地については、施設改善、駐車場整備の機会に駐車場の管理組合の設立についての説明会を開催しており、速やかに移行できるよう管理組合を通じた駐車場の有料化を進めています。</p> <p>また、戸数分の駐車スペースが確保できていない団地については、効率的な敷地整備を行った上で、駐車場の有料化ができるよう、平成25年度に団地内の測量調査を実施する予定であり、引き続き有料化に向けた検討を進めていくこととしています。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
(県営住宅：台帳整備)	<p>(23) 県営住宅に関する管理台帳の整備について（指摘）</p> <p>共通する団地について、滋賀県と住宅供給公社がそれぞれ台帳を管理していること、また、滋賀県内でも団地の基礎情報、修繕関係、設備関係とそれぞれの台帳が分かれて複数存在することは、一部の台帳で更新漏れが起こりやすく、非効率な管理資料となってしまう。また、住宅課の表計算ソフトによる台帳については、紙面に印刷して情報の共有化はなされているものの、一担当者がデータを管理している。</p> <p>来年度より指定管理制度が開始されるため、これを機会に整備して、一本化し最新の情報を各担当者が確認できるようなシステム化が求められる。</p>	<p>【住宅課】</p> <p>平成24年度から指定管理制度に移行したことに伴い、「県営住宅管理システム」を導入しています。このシステムを活用し、団地・住棟の基礎データや住戸の設備・修繕履歴を県営住宅管理システムに入力したところであり、今後引き続き、データの追加・更新をしていくこととしています。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>(廃川敷：その他廃川敷)</p>	<p>(28) 普通財産の無償貸し付けについて(指摘)</p> <p>(ア)家棟川廃川敷に関して、野洲市に無償貸付を行っている土地の中に、転貸されている土地が存在するが、平成22年4月1日以降の転貸承認の処理に遅延があった。確実な事務手続きの執行が求められる。</p> <p>(イ)野洲川廃川敷は、昭和47年の青土ダム建設に際し、地元集落より地域防災機能の確保や地域住民憩いの場として広場の設置を要望され県が用意した土地で、甲賀市は、無償譲渡又は現状の形態による使用を要望している。</p> <p>県と市との間には貸付契約が締結されていないため、契約締結に向けて、現在、甲賀市と調整中である。</p> <p>(ウ)林照寺廃川敷は、高島市において地域道路、融雪ポンプ場、消防車庫等の敷地として利用されており、県は、売却又は貸付に向けて、平成10年頃から市町村と協議を行っているが、現在も合意には至っていない。</p> <p>地元市町村との貸付契約もない状況が長期にわたっている。もっと早期に法的権利関係を明確にしておくべきであった。</p> <p>これら普通財産の無償貸付は、「条例」第4条より「公用、もしくは公共用または公益事業の用に供するため」であれば可能であるが、昨今の厳しい県の財政状態に鑑みれば、当該条例を根拠に無償貸付を行うのは効率性の観点からは必ずしも適当でない。適正な賃料を徴収すべきである。</p> <p>このような市町への無償貸付がある一方で、同様のケースで県が市町から無償で借りている場合もあるとのことである。また、土木交通部以外の部課で同様のケースも推測される。したがって、解消には県が全庁的にその有する資産の利用状況を把握・点検し、関係者との調整を行わなければならない。</p>	<p>【監理課】</p> <p>廃川敷の貸付契約は、平成25年3月31日をもって一斉に期間が満了したため、転貸承認等の処理も含めて、期間更新(延長)の手続を実施したところである。</p> <p>また、野洲川廃川敷および林照寺川廃川敷の貸付契約締結に向けて、甲賀市および高島市との協議を継続中です。</p> <p>なお、普通財産の無償貸付については、滋賀県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年条例第12号)は、地方自治法第237条第2項の規定に基づき定められたものであり、条例第4条に定める要件に該当するときは、これを認めることとして差し支えないものと考えています。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
(建設技術センター)	<p>(31) (財)滋賀県建設技術センターから県への使用料について (指摘)</p> <p>研修室においては、(財)建設技術センターが、県・市町の技術職員向けの研修や、民間技術者向けの研修を実施しているが、使用料の算定基礎に含まれていなかった。</p> <p>試験棟においては、(財)建設技術センターが県に対して使用料の算定基礎として申請している部分以外の箇所についても、機械が設置されており、使用が認められた。</p> <p>使用料の算定基礎と実際の使用状況が異なる場合、適切な使用料の收受が行われないことから、(財)滋賀県建設技術センターによる実際の使用実績に基づいた使用料の見直しについて検討されたい。</p>	<p>【監理課】</p> <p>行政財産の使用料については、行政財産の目的外使用をする場合に、使用料を徴収しており、財団運営事務に使用する事務室や試験棟の主な試験機械の専有面積が対象となっています。</p> <p>(ア) 研修事業の対象は主に県・市町職員ですが、民間事業者も対象に実施しています。いずれの研修も公共工事の品質確保という県の行政目的に合致したものであり、行政財産の目的外使用には該当しないものです。</p> <p>(イ) 試験棟については、試験事業が本来の行政目的であるものの、排他的に固定している主たる機械の専有面積について、使用料を徴収していましたが、今回の指摘を機に、建設技術センターと協議の上、付属的な機械の専有面積についても、新たに平成24年4月1日から使用料を徴収することとしました。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>2.庁舎等の建設・維持管理について (県有建築物保全支援システム)</p>	<p>(34) 県有建築物保全支援システムの有効性について(指摘)</p> <p>当該システムは、平成15年に導入しているが、登録されている施設が県として網羅されておらず、ユーザーも建築課に限定され、建築課での利用も備わっている機能の一部しか利用していない。</p> <p>現在のシステムの有効性を検証し今後の利用について検討し直す必要がある。</p>	<p>【建築課】</p> <p>平成24年度においては、県庁舎等を所管する総務部総務課、各合同庁舎を所管する税政課および警察庁舎を所管する警察本部会計課の利用者登録を行い、システム機能の試験的利用を開始しました。平成25年度は、引き続き利用者の拡大を計るとともに、各所属の利用状況を踏まえながら、データ内容や操作性について意見を聞き、有効利用に向けたシステムの改善について検討を行います。</p>
	<p>(35) 登録データの網羅性・正確性について(指摘)</p> <p>工事データの登録は建築課で行うため、建築課の関与しなかった修繕等についてはデータの登録が漏れる可能性がある。具体的には、各部署で独自に実施した修繕についてのデータ及び指定管理者に修繕させているものについての修繕データについてはデータの登録が漏れる可能性が大きいと考えられる。</p> <p>当システムに登録されている機器・部材の修繕データについては、網羅的にシステム登録できる仕組みが必要である。</p>	<p>【建築課】</p> <p>各部署で独自に実施した修繕の件数および内容を把握するため、地方機関8機関を対象に、独自に実施した平成23年度の修繕工事の内容に関する調査を行うとともに、同8機関の設備・部材等の現状データの抽出を行いました。その結果、修繕工事の内容は、システム登録されていない部材の破損・劣化等による取替、補修が大半でしたが、平成25年度は、更に詳細な分析を行い、修繕データの網羅的な登録の必要性も含めて検討を行います。</p>
	<p>(36) 登録対象外資産について(指摘)</p> <p>現在、県営住宅、警察本部の施設が当該システムの登録対象外となっている。対象外となっている理由は、システム導入当時の理由であり現時点での合理的な理由とは判断できない。このことから、関係する部局と協議を行い登録対象とするべきである。</p>	<p>【建築課】</p> <p>県営住宅については、関係部局と協議を行い、「県営住宅管理システム」を利用することとしましたので、当該システムの対象外としました。警察本部の施設については、協議を踏まえ、システムの有効性の検討を行うこととし、現在試験利用を行っています。今後、一定のデータが蓄積された時点で、登録対象とするかどうかについて改めて協議することとしています。</p>

成 2 3 年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について
(インフラ資産及び庁舎等の建設・維持管理について)

【意見】

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
1. インフラ資産の建設・維持管理について (道路)	(2) 道路に関する日常パトロールについて(意見) 大津土木事務所では、日常パトロールの人員が固定的である。現在のパトロールにも一定の成果は認められるが、ノウハウの伝達が困難となるほか、点検内容が硬直化する結果、継続的な点検漏れ等が発生するおそれがある。日常点検の安定的な実施の確保のために、訓練としてのパトロールも別途実施するなど、その実施方法に改善が望まれる。点検結果は紙媒体でされており、履歴の確認が困難である。実行管理の観点から、いつでも照会可能なように履歴の電子化による管理を徹底されたい。	【道路課】 大津土木事務所では、パトロール業務を平成24年度から業者委託しました。その中で定期的に職員が同乗して、委託内容の確認を行うとともに、パトロール水準を維持するための指導を行っています。 また、パトロール日誌については、平成24年度に書類の電子化を行いました。
	(3) 道路(舗装)に関する維持管理計画の策定について(意見) 舗装に関する維持管理計画(試算)によれば、事後的補修工法による今後50年間の維持管理費2,450億円は予備的補修工法への転換で1,350億円まで縮減が可能となるとされている。劣化予測のための経過観察期間を勘案しデータ収集には最低4年以上が必要とのことであるが、このようなアセットマネジメント導入による効果に鑑みれば、舗装に関する維持管理計画が早期に策定されることを望まれる。	【道路課】 舗装の維持管理計画を策定するため、路面性状調査の1回目のデータ収集を平成18年度から平成21年度にかけて行っています。2回目のデータ収集については平成22年度から始め、平成25年度にデータ収集を終える予定です。このデータを活用し、舗装の劣化予測を行い、平成26年度を目途に維持管理計画を策定する予定です。

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
(橋梁)	<p>(4) 橋梁の維持管理計画について(意見)</p> <p>橋梁の維持管理については、平成22年度において約6億円の維持管理費が計上されている。現在の維持管理費用と、上記計画において必要とされる費用12億円には乖離があり、上記計画をそのまま、実行していくことは予算上難しい状況である。そのため、実際の運用にあたっては、まず、今後5年で対応が必要となる橋梁を各土木事務所でリストアップし、優先度の高いものから順次対応していき、5年経過した段階で見直しを行う方針とのことである。作成した維持管理計画の適切な管理が望まれる。</p>	<p>【道路課】</p> <p>平成23年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定したところであり、その計画を実施するため、平成24、25年度は約13億円を予算計上したところであり、引き続き計画的な取組に努めてまいります。</p> <p>また、橋梁長寿命化修繕計画の見直しは5年毎に行うものとしており、パトロール等で劣化度合いの高いものを発見した場合は、それらを優先して対応するなどして維持管理計画の適切な管理に努めていきます。</p>
(砂防)	<p>(5) 砂防施設の点検方法について(意見)</p> <p>砂防指定地見張員による巡視において、活動マニュアルは整備されているものの、どのような項目をチェックするべきかについてのチェックリストは十分に整備されていなかった。また、土木事務所における点検についても、点検マニュアル・点検チェックリストともに、整備が不十分であった。</p> <p>点検のためのマニュアル・チェックリストを基本的に作成することにより、点検項目や点検手法のルール化・統一化を図り、県全体での点検レベルを一定以上確保することができると考えられる。また、これによって、経験の浅い砂防指定地見張員や担当者の点検では発見しにくかった補修等必要な箇所が発見される可能性が高まる。</p> <p>県全体として、統一された点検マニュアル・チェックリストの作成を検討願いたい。</p> <p>(6) 砂防施設の点検結果の取りまとめについて(意見)</p> <p>点検の結果については、点検毎に土砂災害危険箇所パトロール調査票を作成しているものの、点検結果が一覧性のある資料としてまとめられておらず、どの時期に点検を行ったのかが不明確となっていた。</p> <p>一覧性のある取りまとめ資料を作成し、上記パトロールにおける砂防施設点検の管理を適切に行うべきである。</p>	<p>【砂防課】</p> <p>施設の点検については、これまでから砂防指定地見張員や職員で実施しているところです。</p> <p>砂防指定地見張員の点検マニュアルとチェックリストについては、新たに県独自で作成し、職員については、平成25年2月に国から通知のあった砂防事業施設緊急点検実施要領・点検シートを利用して点検を実施します。</p> <p>また、点検結果の取りまとめについては、個々の調査票のみでなく、いつ、何を点検したのか、点検結果がすぐに分かるように一覧性の資料を作成し、砂防施設の適切な管理に努めていきます。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
(河川)	<p>(7) 河川の点検方法について(意見)</p> <p>河川の直営巡視点検について、県全体で、統一された点検マニュアル・チェックリストの作成が望まれる。</p>	<p>【流域政策局】</p> <p>直営巡視点検については、河川担当職員が巡視点検を行うために必要なマニュアル・チェックリストを作成し、平成25年度から利用しております。</p> <p>なお、外部委託点検は、治水上の影響が大きい区間において点検するため、詳細なマニュアル・チェックリストを作成し実施しています。</p>
(港湾施設)	<p>(9) 港湾施設に関する維持管理計画について(意見)</p> <p>現在取り組んでいる維持管理計画は、ライフサイクルコストの縮減及び維持管理コストの平準化が盛り込まれていない。維持管理計画を発展させ、アセットマネジメントを実施していくことが求められる。</p>	<p>【流域政策局】</p> <p>平成23、24年度にかけて、県管理の4港湾の劣化状況の把握と、今後の維持管理計画を策定しました。当該計画は、国土交通省の手引きに基づくものですが、手引きでは、本県が管理する港湾は小規模であるため、ライフサイクルコストの縮減や維持管理コストの平準化については、計画の対象としていないところです。</p> <p>今後、港湾施設の長寿命化に関する国の動向等を見据えて、必要な対応を検討します。</p>
(彦根港)	<p>(10) 彦根港の有効利用について(意見)</p> <p>彦根港の地域再生計画により緑地を整備しているが、必要最小限の整備を行っているのみで、土地の有効利用について、引き続き検討が望まれる。</p>	<p>【流域政策局】</p> <p>当該土地利用の第一目的は、震災等の緊急時に使用する船舶輸送等による防災活動拠点であることから、障害物は極力抑制し、緑地と必要最小限の雨水排水整備を行っています。</p> <p>現在、防災の活動拠点としての位置づけを踏まえながら、イベント等に利用していただいておりますが、今後、一層の有効利用を促進するとともに、防災緑地公園としての機能を高めるため、整地等の整備を平成26年度までに実施することとします。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
(北川ダム)	<p>(11) 北川ダム事業に関する今後の対応について(意見)</p> <p>平成24年1月の国への方針報告により、昭和48年度の予備調査から始まった北川ダム建設事業は、「北川ダム建設事業を一旦中止し、河道改修を先行する。」という方針で区切りを迎えたことになる。これまで実に40年近い歳月と100億円強の事業費を費やしてきた。今後の対応として河道改修の早期実現が望まれる。</p>	<p>【流域政策局】</p> <p>安曇川の河道改修は、今年度に河川整備計画を策定し、改修事業を進めていきます。</p> <p>平成24年度からは堆積土砂の撤去・樹木伐採等を行い疎通能力の向上をめざすとともに、堤防強化対策も並行して実施しています。</p>
(都市公園：指定管理者制度)	<p>(12) 湖岸緑地南部地域における指定管理者が管理する地域の分割について(意見)</p> <p>公園管理を行う指定管理者には、高度なマネジメント能力が必要となっている。一括して指定管理業者を選定すると、業務を行う範囲が広がることから、参入できる業者が限定され、結果、業者間での競争原理が働きにくい状態となるおそれがある。</p> <p>委託する地域を分割すると、さらなる事務費、諸経費の増加を招くおそれはあるが、一方で中小規模の業者の参入が促進され、指定管理料の削減効果も期待される。これらを総合的に勘案し、委託する地域の分割について検討されることが望ましい。</p>	<p>【都市計画課】</p> <p>都市公園の指定管理者は、高度なマネジメント能力と経費の節減効果の観点から、現状の地域分割数が適切と考えていますが、地区割り(対象公園の組合せ)については、次回の公募の段階で検討します。</p>
(都市公園：指定管理者の管理)	<p>(13) 指定管理者の作業内容のモニタリング方法について(意見)</p> <p>指定管理者の運営について、より効果的にモニタリングを行うために、指定管理者の当初の提案に沿った作業内容を実際に実施しているかという観点での確認や、場合によっては第三者による評価委員会などを設けてモニタリングを実施することが有用と考えられる。</p> <p>モニタリングから明らかとなった課題などを指定管理者にフィードバックすることで、その課題の改善を通じ、県民へのサービスが向上されるような運営が望まれる。</p>	<p>【都市計画課】</p> <p>総務部経営企画・協働推進室から、「県立施設の指定管理者制度運用ガイドライン」(平成24.3改正版)やモニタリング実施にかかる留意点が示されているので、今後ともこれらに基づき適正にモニタリングを行い、県民へのサービスが向上されるよう改善に努めていきます。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
(湖岸緑地中主吉川)	<p>(14) 湖岸緑地中主吉川に関する計画の見直しについて(意見)</p> <p>湖岸緑地の中主吉川は、平成23年7月に総事業費2,388百万円から1,231百万円へと、大幅に事業計画が縮小された。財政状況や予算に応じ、施設の縮小や変更など柔軟な運営を行うことは当然必要であるが、大幅な変更をする場合は、計画当初の見通しが適切であったかを検証するとともに、見直しによる機能低下などの課題も整理しておくことが望まれる。</p>	<p>【都市計画課】</p> <p>県の行財政改革の取り組みによる事業見直しにより、空中歩道橋から河畔林の樹冠を観察できる計画への縮小変更の可能性について、生物環境アドバイザー会議に諮りました。</p> <p>その結果、地上の観察園路に機能を移転しても問題はないとの意見を受けたことから、計画見直しにより経費削減を図ったものです。</p>
(びわこ地球市民の森)	<p>(16) びわこ地球市民の森の公園利用実績の把握について(意見)</p> <p>目標とする公園利用者数を設定し、継続的・定期的な実績比較から、適切な改善を行うことで、県民がいつでも安心して訪れることのできるような公園管理が期待される。</p>	<p>【都市計画課】</p> <p>当該公園は、これまで植樹本数を目標に掲げて自然再生を軸に市民との協働による生態系保全空間、自然とふれあい学ぶレクリエーション空間の整備を進めてきたところです。</p> <p>植樹活動がほぼ達成できたため、平成24年度からは植樹と育樹のボランティア活動者数を組織目標に掲げて、県民との協働による森づくりを推進しています。</p>
(県営住宅：中長期の設備投資計画 / 住宅政策)	<p>(18) 県営住宅に関する維持管理計画の策定について(意見)</p> <p>「滋賀県営住宅ストック総合活用計画」は、策定後の財政状況の変化や関連法令の改正等により計画内容と実態に乖離が生じ、見直しが必要な状態となっている。そのため、「滋賀県営住宅ストック総合活用計画」は、県営住宅の長期的な維持管理計画として機能しているとは言い難いものとなっており、滋賀県でもこれを認識し、現在資産の長寿命化を取り入れ、計画の更新に取り組んでいる。</p> <p>県営住宅の長期的な維持管理計画を策定し、運用すべきことはもっともであるが、策定の際には、団地の経過年数や土地利用の効率性など限定的な観点から判断されるのみでなく、滋賀県の将来人口・住宅政策、市との役割分担など、長期的かつ広い観点での方針に基づいた計画を策定されたい。</p>	<p>【住宅課】</p> <p>県では、近年の社会経済情勢や住宅事情の変化に対応し、国の住宅政策との整合を図るとともに、これまで増加していた人口が近い将来減少すると見込まれるほか、少子高齢化の進行、住宅困窮者の多様化、環境対策の必要性の増大、県民ニーズの高度化・多様化、住宅に関する消費者保護などの地域特性や様々な課題に応じた住宅政策を確立するため、平成24年3月に「滋賀県住生活基本計画」を見直したところです。</p> <p>上記計画の見直しを踏まえて、県営住宅の長期的な維持管理計画としての「滋賀県営住宅ストック総合活用計画」を見直すこととしていますが、市町が設置する公営住宅の整備と連携を図っていく必要があります。現在、市町で公営住宅の長寿命化に向けた計画を策定中で、平成25年度に策定が終了する見込みであり、平成26年度に市町と協議をすすめて、現計画の最終年度の平成27年度に市町の計画との調整を図りながら、取り組んでいきます。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
(県営住宅：長期募集停止団地)	<p>(20) 募集停止状態の長期化について(意見)</p> <p>建替えの方針を決定したものの、募集停止をしたまま建替えに着手できない状態は、賃貸料収入が減少した期間が続くことで機会損失が発生し、資産の有効活用ができていない状態であると考えられる。また、用途廃止の場合も、次の用途に移行できない点で資産の有効活用ができず、同様である。</p> <p>建替え及び用途廃止の方針を決定した後は、住民の自発的な移転を待つだけでなく、立ち退き料を支払う、近隣の他団地を斡旋するなど、機会損失を含めた全体的にかかる費用を勘案、比較した上で、移転を促進するような方法を検討されたい。</p>	<p>【住宅課】</p> <p>「ストック総合活用計画」において、建て替えを決定した団地については、年次計画を策定して進めているところではありますが、国庫補助金の採択状況や、移転団地の確保などから、計画どおり進まない事例もあります。</p> <p>こうした際には、今後、市町と協議した上で、新たに市町の住宅へ仮移転をすることや、移転費用を支援する制度の創設など、移転促進策を検討し計画的、効率的な事業推進に努めていきます。</p>
(県営住宅：未収賃貸料)	<p>(22) 未収家賃の回収について(意見)</p> <p>家賃未納の状況が長期化すると、住人の支払い意識の低下を招き、さらに退去された場合はより回収が困難となる。そのため、滞納期間が長期化しないうちに確実に回収することが望ましく、一定期間を経過した滞納家賃の回収活動に民間会社や司法書士などの専門家に委託するなどし、効率的かつ効果的な回収をされるよう工夫されたい。</p> <p>また、少額な債権については、回収作業にかかるコストとその効果も勘案された対策をとられることが望ましい。</p>	<p>【住宅課】</p> <p>現在、滞納された家賃の回収方法については、納付指導員による訪問指導、夜間訪問の実施、滞納家賃請求訴訟により、行っていますが、家賃滞納の発生を防止するため、新規入居者には口座振替による納付を原則とするとともに、指定管理者と連携し、民間のノウハウを活用して早めの滞納指導を行うこととします。</p> <p>さらに、現在、職員による訴訟手続きや民間会社による債権回収などを行っていますが、専門家の活用等の一層効率的かつ効果的な回収方策を検討していきます。</p> <p>また、少額な債権については、「税外未収金対策にかかるガイドライン」を踏まえ、徴収の可能性やそのコストにも配慮して、債権放棄を含めた対応を検討していきます。</p>
(県営住宅：住宅供給公社との契約終了後の指定管理者について)	<p>(24) 県営住宅における指定管理者の発注方法について(意見)</p> <p>今回は、管理戸数の調査や南北の分割について検討された上での一括発注となったが、1社のみであると、ある程度規模の大きな会社でないと管理することができず、中小規模の会社の参入が阻まれることが考えられる。また、複数の会社が携わると競争原理が働き、サービスの向上につながることも考えられる。</p> <p>第1期目の契約に基づく3年間の業務実態を検証し、次回以降の発注方式について検討されることが望ましい。</p>	<p>【住宅課】</p> <p>指定管理の業務においては、入居資格の判断、不適正入居への対応、各種認定業務など、住宅課と連絡調整を密に行い、法令を遵守し公平に取り扱うことが、最も重要であります。</p> <p>次回の募集においても、入居者にとっての公平性や経費の節減効果の観点から、管理業務実態を検証し、発注方式を検討します。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
(廃川敷地：草津川廃川敷)	<p>(25) 草津川放水路事業において発生した約70億円の損失処理について(意見)</p> <p>土地開発公社が新川用地を国へ譲渡した時に確定し債務負担行為の議決も完了しているため、平成13年度の一般会計で一期に処理すべきものであった。また、処理実施期間は10年間と明定されているものの、年度ごとの配分額の定めがないため、各年度における執行額は当該年度における県の財政事情により左右される可能性も否定できない。</p> <p>一期で処理することが実務上困難であるとしても、県のホームページ等を利用して県民に対して後年度の負担について積極的に開示すべきであったと思料する。</p>	<p>【監理課】</p> <p>本件は、平成14年2月滋賀県議会定例会において、平成13年度滋賀県一般会計補正予算(第4号)第2条の「第2表 債務負担行為補正」の議決を得て、平成24年3月末を期限として県が公社に対して費用負担額を支払う契約を締結し、全て支払いを終えています。</p> <p>県予算については、県のホームページ等を利用して県民に対して積極的な情報公開に努めているところであり、今後とも適切な説明に努めます。</p>
	<p>(26) 土地開発公社に対する貸付金について(意見)</p> <p>土地開発公社の決算上、県からの借入金は収支計算書には記載されるものの、その残高は貸借対照表には現れない。また、県の決算書には貸付金の執行額は計上されるものの、年度末の貸付金残高には現れない。さらに、土地開発公社では市中銀行からの借入金に関して金利(661,644円)が発生している。</p> <p>土地開発公社及び県のそれぞれにおいて、借入金是否存在について県民に対してよりわかりやすい形で情報を開示すべきであったと思料する。</p>	<p>【監理課】</p> <p>県予算については、県のホームページ等を利用して県民に対して積極的な情報公開に努めているところであり、今後とも適切な説明に努めます。</p>
	<p>(27) 草津川廃川敷の有効利用について(意見)</p> <p>草津川廃川敷の利活用については、草津市の中心街という利便性の高い土地を含んでいるにもかかわらず、平成14年の廃川から長期間低利用の状況が継続している。遅延の原因は、草津市の財源不足によるところも大きい。</p> <p>今後、草津市主導で利活用の計画が策定される見込みであるが、県の所有地である以上、県としても適切な支援により市の取り組みを促進していく必要がある。</p>	<p>【監理課・都市計画課】</p> <p>草津市が事業主体となっていく草津川跡地整備事業に対する県の支援の範囲や内容等について協議・調整を進めてきた結果、双方で合意に達しました。このことを踏まえて、平成25年度から県は草津市に対して必要な支援を行っていきます。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
(土地開発基金の保有する土地)	<p>(29) 「中長期整備実施河川の検討」にて整備区間から外れた河川事業用地について(意見)</p> <p>事業化のメリットが確認されていたとしても、厳しい財政状況の中で実施すべきか否かは、再度検討する必要がある。その検討が、「中長期整備実施河川の検討」であると考えられることから、当該検討にて整備対象から外れた事業は、継続河川の早期完了や事業予算の確保などにより、早期に事業着手できるよう工夫することが求められるが、引き続き基金で保有すべきか否かについても慎重に判断されるべきである。</p>	<p>【流域政策局】</p> <p>土地開発基金で保有する土地は、治水安全度の向上が必要な河川の事業予定地であり、全体計画に基づいて先行取得を行ったものです。</p> <p>「中長期整備実施河川の検討」は、厳しい財政状況を踏まえ、当面の整備区間を精査したものであり、これに含まれない区間についても整備を必要とすることに変わりなく、事業用地として保有しておく必要があります。</p> <p>このため、早期に事業着手できるよう事業費の確保に努めるとともに効率的な河川整備を進めていきます。</p> <p>平成24年度は、河川事業の進捗を高めるため、通常費に緊急経済対策などの補正予算により確保した事業費を加え、可能な限り再取得を行うとともに効率的な河川整備を進めました。</p>
(建設技術センター)	<p>(32) 現住所で研修事業や資材試験事業等を行う必然性について(意見)</p> <p>当該土地で研修事業や資材試験事業を行っているが、移転時に環境変化が予測できなかったとしても、県として最も有効性の高い利用方法を検討することが望まれる。</p>	<p>【監理課】</p> <p>研修事業については、特に市町職員の技術力向上のため、ニーズに応じた研修体系や技術支援が求められています。</p> <p>また資材試験事業については、県内唯一の公的試験機関として、建設工事の品質確保の観点から、その施設や機能は必要とされています。</p> <p>現地から移転するとなれば、新たに用地取得や建物建設のコストが発生する等、種々の問題を解決する必要があることから、現時点では長期的な課題であると認識しております。</p>
	<p>(33) 建設技術センターの駐車場スペースの有効活用について(意見)</p> <p>駐車場スペースの土地の利活用について検討が望まれる。</p>	<p>【監理課】</p> <p>駐車場スペースについては、隣接の県有施設に対して有効活用を図っており、今後も必要に応じ利活用について検討していきます。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>2.庁舎等の建設・維持管理について (県有建築物保全支援システム)</p>	<p>(37) システム間の連携について(意見) 当システムは県の公有財産台帳システムとは各々のシステムの目的が違うことからデータがリンクしていない。このため、財政課では公有財産台帳に、建築課では当システムにデータを個々に登録する必要があり、各々のシステム間においてデータ連携がされていない。 資産管理の効率化という観点からは、保有するデータは相互に連携できる状態である方が望ましいため、公有財産台帳システムに連携できるよう当システムの見直しを検討されたい。</p> <p>(38) マンパワーの不足について(意見) 本格稼働に向け、建築課としても準備作業を行っているものの、システム入力や各部署からの問い合わせに対応するためのマンパワーが不足しており、0.5人程度のマンパワーしか割けていないのが現状である。 このため、当システムの本格的な運用を図るには、全庁的にアセットマネジメント推進体制を構築し、その中で必要な人員の配置が行われなければならない。建築課は、システム本格運用に向け、人員補充について人事担当課に要請するなど必要な準備に努められたい。</p> <p>(39) 劣化度と危険度の判定結果について(意見) 劣化度や危険度の記載されていない機器・部材が存在しており、また、劣化度と危険度が最新になっていないおそれがある。 劣化度や危険度の判定結果は、改修が必要な機器・部材をシステムで抽出する時の検索条件の1つであり、抜けがあったり最新のものではなかったりすると、適切な修繕計画を立てることができない。そのため、劣化度や危険度が抜けているところは順次調査を行い、最新のものがどうかを判断するため、劣化度と危険度の更新情報を一覧できる資料があることが望ましい。</p>	<p>【建築課】 データ連携に関するシステム改修の費用を見積もり、検討を行いました。費用対効果を勘案し、システムの改修を行わず、現行のまま運用することとしました。</p> <p>【建築課】 県有施設全体の取り組みの方向性については、現在、各課で研究されており、こうした研究の具体化に合わせて、今後必要な検討を行うこととしています。</p> <p>【建築課】 劣化度や危険度が過去に入力済みの機器・部材については、調査年と調査対象をまとめました。 劣化度や危険度の記載されていない機器・部材については、当課職員が地方機関の点検時に訪問した際、合わせて調査することとし、今後も継続します。</p>
<p>3.総括 (アセットマネジメント導入に関する課題)</p>	<p>(47) アセットマネジメント推進体制(意見) 推進体制の検討に向けて、まずは、その第1段階として、橋梁、港湾等のインフラ資産については、国の指針等を参考にしつつ適切に対応されたい。</p>	<p>【土木交通部】 橋梁については、橋長15m以上を対象として平成23年度に策定した長寿命化修繕計画に基づき順次対応していきます。港湾については、平成23、24年度に策定した長寿命化計画に伴う維持管理計画に基づき対応していきます。その他のインフラ資産については、それぞれの長寿命化計画に基づき対応します。計画のないものについては計画の策定を進めていきます。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 警察本部会計課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>インフラ資産及び庁舎等の建設・維持管理について</p> <p>2 庁舎等の建設・維持管理について</p>	<p>(45) 警察本部会計課におけるアセットマネジメントへの取組について(意見)</p> <p>警察本部会計課では、現状、中長期的な維持管理計画を策定していない。これは、建設後間もないため、近い将来の設備更新等が想定されないためであるが、県の財政状況がきわめて厳しい現状においては、中長期的にメンテナンスコストを考慮に入れて毎年の予算編成を行う必要がある。今のうちから、ライフサイクルコストを意識した修繕計画の策定が望まれる。</p>	<p>警察本部会計課では、本県の厳しい財政状況の限られた予算の中で、緊急性、重要性を勘案して、優先順位を付けて施設の修繕を行ってきています。また、本部庁舎の長寿命化を図るうえで、メンテナンスコストやライフサイクルコストを考慮した中長期的な維持管理計画を策定すべきと考えており、建築課が所管する「県有建築物保全支援システム」による情報の活用可否について検討するため、平成24年度において同システムの利用者登録を行い、既に試験的利用ができるよう、現在、建物の基礎・修繕データを入力しているところです。</p> <p>同システムについては、今後改善について検討されることから、平成25年度はその進展状況に応じ、システムの有効性について検討を行い、その有効性が確認できた場合は県警においてもシステムを活用し、より計画的かつ適正な維持管理を行っていきたいと考えています。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>(46) 再委託契約に関する契約内容の把握について(意見)</p> <p>警察本部会計課では、入札参加者から再委託の有無及び相手先を記載した書面を提出させて履行能力等を確認したうえ一般競争入札を行い、その結果、(株)ナショナルメンテナンスと契約を締結しているが、同社と再委託先との間の契約金額等については把握していない。</p> <p>公益法人等との随意契約の適正化を目的とした財務大臣通知「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)においても、「委任契約の相手方が再委任を行う場合には、あらかじめ再委任の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、適当と認められる場合に承認を行うものとする。」とされているところである。</p> <p>当該契約は一般競争入札によるものであるが、上記財務大臣通知の趣旨や今後の積算事務や契約金額の妥当性検証のためにも、委託者も再委任の契約金額を含めた契約内容全般について把握しておくことが望まれる。</p>	<p>既に、平成24年度及び平成25年度警察本部庁舎建築設備運転監視業務の一般競争入札の執行において、従前からの入札仕様を見直し、あらかじめ入札参加者に提出させる「受託業務技術審査申請書」の内容に、再委託する場合の項目に相手方名だけでなく、新たに業務内容及び必要性、並びに契約予定金額を加えるなど、再委託内容全般を把握し、積算事務や契約金額の妥当性が検証できるよう改善を行っています。</p> <p>今後とも提出された上記資料を活用し、契約内容の把握に努めていきます。</p>